

交通事故発生状況

令和8年8月31日現在（暫定値）

三重県	区 分	総事故件数	人身事故 件数	死者数	負傷者数	物件事故 件数
	R8.8末	37,579	1,773	44	2,226	35,806
	R7.8末	36,585	1,650	37	1,990	34,935
	増減数	994	123	7	236	871

松阪市	区 分	総事故件数	人身事故 件数	死者数	負傷者数	物件事故 件数
	R8.8末	3,333	139	3	165	3,194
	R7.8末	3,339	134	6	144	3,205
	増減数	-6	5	-3	21	-11

	発生日	発生時間	場所	事故形態	死者	相手方
①	2月3日（火）	11:10頃	伊勢寺町	歩行者×軽四貨	90歳 男性	80歳 男性
②	3月4日（水）	05:30頃	飯南町深野	歩行者×普四乗	74歳 男性	83歳 男性
③	4月11日（土）	06:22頃	曾原町	軽四貨×普四乗	52歳 男性	22歳 男性

☆8月中、交通死亡事故の発生は無し

秋の全国交通安全運動が9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間、実施されます。秋の夕暮れ時にライトと夜光反射材で命を守りましょう。

☆生活道路の最高速度が60km/h⇒30km/h

令和8年9月1日より、生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路）における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました。

※道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

※決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

一人ひとりが思いやりとゆずりあい「交通事故のない松阪市」を築きましょう。

松阪市地域安全対策課